

改正道路交通法による駐車違反取り締まりに関する意見書

改正道路交通法に基づく駐車違反取り締まり事務の民間委託が6月1日から始まり、新宿区内でも違法駐車が減少したという声が聞かれます。

しかし、駐車場の整備も充分でない中、施行されたことで様々な問題も起きています。法改正に対応して、大手輸送業者などは補助運転手を同乗させるなど対策がとられていますが、中小零細業者や医療、介護関係などの多くはそのような対応を取ることが困難でなんとかしてほしいという声が出されています。

悪質な違法駐車を取り締まることは当然ですが、中小零細業者や医療・介護関係者が利用する自動車などについては以下の配慮をするよう要請するものです。

- 1 中小零細業者、地域商店街などが行なう配達のための短時間の駐車については配慮すること。
- 2 医療・介護などの目的で使用される自動車については、申請があれば駐車違反除外標章または駐車許可証の交付手続きを簡素化し、関係者に周知すること。
- 3 商店街が地域住民、行政などと協力して「地域ルール」を策定し、「積み降ろし時間帯」を設定する要請が出された場合、積極的に認めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成18年6月19日

新宿区議会議長名

東京都知事あて